

平成31年第2回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 平成31年2月25日(月)

開催場所 市役所 分館会議室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時10分

議長 会長 田中正伸

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	星野次男	出
2番	萩元不二夫	出	9番	木村進	出
3番	高橋英雄	出	10番	鴻村正春	出
4番	細田勉	欠	11番	田中正伸	出
5番	内田文男	出	12番	渋谷貞男	出
6番	栗原実	欠	13番	長堀進	出
7番	梶茂樹	出	14番	丸山隆一	出
出席 12名			欠席 2名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	増田清次	出	南畑1	新井稔	出
水谷2	船津晴一	出	南畑2	清水登與雄	出
鶴瀬1	金子禮司	出	南畑3	柳下春良	欠
鶴瀬2	桑原福治	出			
出席 6名			欠席 1名		

職務のため出席した事務局職員

		事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 1 番 | 田中 金治 | 委員 |
| 2 番 | 萩元 不二夫 | 委員 |
| 3 番 | 高橋 英雄 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては2つの区分に該当します。
まず3650-7については、農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。
つぎに3651-5については、前面道路に上水道管、下水道管の2つが埋設されており、おおむね500m以内に南畑小学校及び三浦病院の2つ以上の教育施設、医療施設の公共公益施設があることから第3種農地と判断されます。従いまして、この第3種農地ですと、農地転用は、原則許可とされる区域になります。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～6段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資及び自己資金で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1 - 2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1 - 3

(事務局説明)

申請目的「駐車場の敷地拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。既存施設の拡張をする場合に拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため敷地内に浸透させることとなっております。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1 - 4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・ 盛土、切土なし。
- ・ 隣地境界にはコンクリートブロック2段積を設置。
- ・ 汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・ 隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・ 改良区には該当しておりません。
- ・ 資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1 - 5

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・ 盛土、切土なし。
- ・ 隣地境界にはコンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・ 汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・ 隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・ 改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。

- ・ 資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第2-1

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成32年の3月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地24筆12,574㎡について、2月7日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問してお話を伺い、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第3号議案

生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り承認された。

○議案第3-1

- ・ 申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

主たる従事者は10年位前に施設入所となり、平成30年10月15日に亡くなりました。施設入所前は近所の方と一緒に耕作を行っていましたが、施設入所後は作付計画を立て近所の方に管理をお願いしておりました。

(担当委員からの説明)

主たる従事者の死亡により農地管理が困難になったと聞いております。事務局の説明のとおり問題ないと思われれます。

○議案第3 -2

- ・ 申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

主たる従事者は25年程前に病気になり自宅療養し、透析を続けていた。15年前位から病状が悪化し農作業が出来なくなり、妻と子が主たる従事者から経営指導を受け、作付けをしておりましたが、平成30年12月14日に亡くなりました。病気になる前は200日程農業に従事しておりました。

(担当委員からの説明)

主たる従事者が病気になった後は、主たる従事者から経営指導を受け、妻と二男が農業を行っておりました。事務局の説明のとおり問題ないと思われます。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 平成31年1月17日から平成31年2月18日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 1件 |
| (3) 農地改良に係る届出 | 1件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 生産緑地制度について
2. 都市計画法第34条第11号区域の追加指定について
3. 違反転用通知の発送について
4. 農地利用最適化推進1・1・1運動報告書について
5. その他

議長は、平成31年第2回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

議 長

1 番

2 番

3 番
